

川 監 委 収 第 95 号
平成 23 年 9 月 16 日

請 求 人 様

川越市監査委員 江 田 俊 雄
同 川 村 光 房

川越市職員措置請求書の監査結果について(通知)

平成 23 年 7 月 26 日付けで提出された平成 22 年度政務調査費(プロジェクト川越 21)に関する川越市職員措置請求書について、監査した結果を地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり通知する。

第 1 監査委員の除斥

監査委員のうち新井喜一委員については、地方自治法(以下「法」という。)第 199 条の 2 の規定により除斥した。

第 2 請求の受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

川越市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述に基づき、請求の要旨を次のように解し、監査を実施した。

1 請求の要旨

市長が川越市議会に平成 22 年度中に交付した政務調査費の用途について、不適切な支出がある。市長は、会派「プロジェクト川越 21」に対し交付した政務調査費のうち 336,706 円の返還請求を行うように求めるとするものである。

2 違法又は不当とする主な理由

- (1) 議会報告第 32 号(平成 23 年 1 月発行)のチラシには、議員の「謹賀新年の年頭ご挨拶文」があるが、自書によるものではない印刷物によるものであり、公職選挙法第 147 条の 2(あいさつ状の禁止)に抵触する。

当該チラシ印刷及び配布費用は、政務調査費の広報広聴費として支出され有権者に配布されたものであり、政務調査費交付条例違反の上に、公職選

挙法にも抵触する。

- (2) 議員を推薦する市長のご挨拶文が掲載されていることは、市議会議員改選を見越しての個人的な宣伝であって、議会報告ではない。地方自治法第100条第14項の趣旨に反し、推薦文の公表は、「調査研究に資するための必要な経費」には当たらない。
- (3) 「小江戸落語会・4月9日の開催のお知らせ」は、議員の個人的な仕事（落語家）の落語会興行の宣伝であり、政務調査費からの支出は許されない。

なお、川越市議会では政務調査費の支出に関して、「政務調査費の使途に係わるガイドライン」を策定しているが、その支出については、按分を認めていないため、議会報告第32号に関する支出であろうすべての経費について返還請求するよう求める。

3 監査対象部局等

- (1) 対象部局等
議会事務局、選挙管理委員会事務局
- (2) 事情を聴取した職員
議会事務局長、同庶務課長、選挙管理委員会副事務局長、同主査

4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定により、平成23年8月19日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第4 事実確認

1 政務調査費の支出の根拠法令等は次のとおりである。

- (1) 法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と、また、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。
- (2) 川越市議会政務調査費交付条例(以下「条例」という。)第2条では、「政務調査費は、川越市議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。」と規定されている。
- (3) 川越市議会政務調査費交付条例施行規程(以下「規程」という。)第3

条第1項では、「政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書を提出しなければならない。」と、また、規程第4条では、「会派の代表者は、政務調査費の交付に係る市長の決定があったときは、条例第3条第6項に規定する政務調査費の交付日の10日前までに、市長に対し、政務調査費交付請求書を提出するものとする。」と規定されている。

- (4) 政務調査費の使途に係わるガイドライン(平成19年3月30日議長決裁、平成21年6月22日改正)(以下「ガイドライン」という。)は、次のとおりである。

政務調査費の使途に係わるガイドライン

1、基本的事項

- (1) 政務調査費は会派(議員)がおこなう調査研究に必要な経費の一部として交付されるものである。従って、調査研究活動以外の経費に使用することは認められない。
- (2) 税金からの交付金でありその使途については適正な取り扱いと透明性を確保しなければならない。
- (3) 「按分」での使用は認めない。(領収証書の全額が政務調査費に該当すること)
- (4) 政務調査活動と議員個別の議員活動は一体となっている場合も多く、政務調査費の使用にあたっては、ガイドラインの使途に沿って支出し、川越市政の発展と市民福祉の向上に寄与するよう心がける。

2、具体的な使途についての事例

規程項目	規程使途基準	事例	支出できる例	支出できない例
研究研修費	研究会、研修会を主催または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費	研究会・研修会を主催(単なる懇談会の場とならないように、資料などを作成し保管)	会場費、音響機器などの借り上げ、講師謝金、茶菓代、資料印刷・コピー費、交通費(公共交通機関代・燃料代・駐車場代等)、タクシー代(相当の理由がある場合に限り会派経理責任者	講師旅費(謝金に含めて領収書受領)、食事代、運転代行

			の承認を得て利用することができる)	
		研究会・研修会に参加(酒食を共にする会合や個人的な資格で加入する会合には支出しない)	出席者負担金、会費、旅費(交通費・宿泊費・日当)、タクシー代(上記ただし書き)	政治資金パーティー、個人的な資格で参加する団体の会費(青年会議所、ロータリークラブ、趣味の会、サークル等)
調査研究費	市の事務及び地方行政財政に関する調査研究活動のために要する経費	市内調査(比較的近距离)、市外調査(比較的遠距離)など	交通費(公共交通機関代・燃料代・駐車場代・高速代等)、タクシー代(上記ただし書き)、宿泊費・日当、資料等の購入、視察先手みやげ(1カ所 3000 円を限度とする)	車の維持費・修理費、事故に係わる費用、食事先等への移動費用、交通費の精算は別紙の旅費精算書にて精算をおこなう、旅費は「議会の議員の報酬等に関する条例」の例により算出する
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本	印刷代(印刷、用紙、インクなど)、事務機器(印刷機、パソコン、プリンタ、折り機など)リース代、事務機器(同上)購入、記録媒体(CD R など)、文房具	
		翻訳料	外国文献の翻訳、資料の音訳化や点字化	

		原稿料・市政分析	外部の団体や企業などへの調査委託	
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入・購読料(領収書に書籍名などを表書きする)	新聞、書籍、各種情報誌、会派インターネット使用料(接続料・プロバイダ料)、CD-ROM、DVD-ROM、購入資料の送料	スポーツ紙、一般週刊誌、同じ資料の複数冊購入
広報広聴費	調査研究活動、議会活動及び政策について住民に報告・PRならびに要望、意見を聴するため要する経費	広報活動	広報紙、報告書の印刷製本費、送付費用(封筒、送料など)、新聞折り込み、ポスティング、会派ホームページ維持管理費用(ホームページ管理、サーバー借用)	
		広聴活動	アンケートなど印刷費、広聴会開催会場費など、茶菓代	固定・携帯電話代、食事代
人件費	調査研究活動を補助する為に雇用された者に要する経費	(調査研究活動として明確な業務内容であり、具体的に雇用契約を結ぶこと)	賃金、手当、社会保険料	3親等内親族に対する支出は認めない
その他経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費	調査研究に必要な経費で議長が認めたもの	その都度必要に応じて議長が認める	議長が認めていない経費

3、領収証書の公開について

(1) 領収書その他支出を証する書面は事務局にていつでも閲覧することができる。

(9:00 ~ 16:00 まで)

(2) 領収書その他支出を証する書面の写しを求める場合は「川越市情報公開条例」の例により公開する。

4、領収証書の事務局提出について

(1) 提出は領収証添付書(様式第1号)により収支報告書と共に提出する。

5、旅費は、議会の議員の報酬等に関する条例(昭和46年条例第9号)第4条第2項の例により算出した額とする。

6、自家用車を利用した場合の旅費精算について

(1) 旅費精算書(様式第2号)により旅費金額を求め、会派経理責任者の確認を得ること。

(2) 燃料費は満タン方式で給油時に領収書を得るか、走行1kmあたり20円で精算する。

(3) 高速道路でETCを利用した場合は、精算書に出入インター名と金額を明記する。 ※(領収書がある場合は添付する)

7、支出金の帰属する会計年度について

(1) 支出金の帰属する会計年度は、使途に係る役務の提供に対する債務が政務調査費交付年度内に確定し、かつ、これについての支出が同一年度内になされたものであることを原則とする。

(2) 当該債務が、政務調査費交付年度内に確定した場合であっても、翌年度に請求がなされ、これを支出した場合については、翌年度の支出金として取り扱う。

(3) 支払い方法が前金払い制をとっており、当該支払い方法が社会通念上一般的なものと考えられるものについては、上記の規定にかかわらず支払日の属する年度の支出金として取り扱う。

2 支出科目については、平成22年度一般会計(款)議会費、(項)議会費、(目)議会費、(節)負担金、補助及び交付金、(細節)交付金から支出されている。

3 住民監査請求の対象となった政務調査費については、領収書件数10件、金額336,706円である。

4 監査対象とした10件について、川越市議会議長及び選挙管理委員会委員長に文書による調査を行った結果は次のとおりである。

(1) 議会報告第32号に関する支出であろうすべてを返還するよう求めると主張するものについて

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P22	H23. 2. 18	116,550	封筒、議会報告第32号印刷代
②	P5	H22. 12. 18	6,924	宛名・表示ラベル

③	P6	H22. 12. 27	3, 462	宛名・表示ラベル
④	P24	H23. 1. 12	48, 945	区内特別基（定）65円×753通
⑤	P24	H23. 1. 17	160	第1種定型80円×2通
⑥	P24	H23. 1. 17	46, 475	区内特別基（定）65円×715通
⑦	P24	H23. 1. 17	36, 270	区内特別基（定）65円×558通
⑧	P23	H23. 1. 24	1, 920	切手80円×24枚
⑨	P21	H23. 2. 4	34, 020	議会報告書配布
⑩	P21	H23. 3. 25	41, 980	議会報告書配布

議会報告第32号は、4ページで10,000部印刷され、配布方法及び部数については、ポスティングによるもの7,200部、郵送によるもの2,052部、その他748部であった。

上記①から⑩の金額は、すべて議会報告第32号に係わるものであり、他に、議会報告第32号に係わる支出はない旨確認した。

- (2) 当該チラシに「謹賀新年の年頭のご挨拶文」があり、公職選挙法に抵触していると主張するものについて

公職選挙法第147条の2（あいさつ状の禁止）について、公職選挙法逐条解説では、「本条により禁止されているものは年賀状等のあいさつ状である。そこで、例えば時候のあいさつと政策などそれ以外の部分がある場合が問題となるが、時候のあいさつに属するものなのかあるいは政策報告なのかは全体として見て判断すべきもの」と解されており、また、平成2年2月1日付自治省選挙課作成の改正公職選挙法関係質疑集において、候補者等自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することは差し支えないとされている旨の回答を受けた。

- (3) 議員を推薦する市長のご挨拶文が掲載されていることは、市議会議員改選を見越しての個人的な宣伝であると主張するものについて

推薦文について、公職選挙法における規定はないが、選挙運動については、過去の判例などから、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることと定義されている。よって、これらの内容が具体的に記載されたものが推薦文に当たると考えられている旨の回答を受けた。

- (4) 「小江戸落語会・4月9日の開催お知らせ」は、議員の個人的な仕事（落語家）の落語会興行の宣伝であると主張するものについて

小江戸落語会の開催は、営利目的の興行ではなく、囃子連の実演もあつた内容の文化事業の一環として行なっているものであり、川越市の後援を得て、市民にお知らせしたものである。小江戸落語会は、初回を平成元年に開催し、本年31回を迎えた。公の場にチラシ・ポスターの配布を行い、多くの皆様に文化の提供の場を設けている旨の回答を会派プロジェクト川越21から受けた。

また、当該事業は川越市民憲章「郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。」に沿う事業と言え、本市の後援を得て行なう事業であり、また、ガイドラインの「川越市政の発展と市民福祉の向上に寄与する」に合致している内容である旨の回答を市議会議長から受けた。

第5 監査の結果

請求の内容について確認した事実に基づき、慎重な監査を行った結果は、以下のとおりである。

政務調査費は、法第100条第14項の規定に基づき、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部としてその議会における会派又は議員に対し、交付することができるとされている。

条例第2条においては、会派(所属議員が一人の場合を含む。)を交付対象とし、また、条例第6条においては、会派は議長が定める使途基準に従って使用するものとされ、規程第5条により、その使途基準が、別表において定められている。

議会においては、使途基準について利用事例等を示すことにより、政務調査費の適正な運用に資するためのガイドラインを定めている。

まず、請求人は請求書において、議会報告第32号(平成23年1月発行)のチラシには、議員の「謹賀新年の年頭ご挨拶文」があるが、自書によるものではない印刷物によるものであり、政務調査費交付条例違反の上に、公職選挙法第147条の2(あいさつ状の禁止)に抵触すると主張している。同法逐条解説では、本条により禁止されているものは年賀状等のあいさつ状であり、そこで、例えば時候のあいさつと政策などそれ以外の部分がある場合が問題となるが、時候のあいさつに属するものなのかあるいは政策報告なのかは、全体として見て判断すべきものとされている。具体的には、平成2年2月1日付けの自治省選挙課作成の改正公職選挙法関係質疑集によれば、候補者等自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することは差し支えないとしている。また、ご挨拶文の紙面における割合は少なく、議会報告の一部と認められることから、政務調査費交付条例違反の上に、公職選挙法にも抵触するという請求人の主張は認められない。

次に、請求人は、議員を推薦する市長のご挨拶文が掲載されていることは市議会議員改選を見越しての個人的な宣伝であって、議会報告ではない。地方自治法第100条第14項の趣旨に反し、推薦文の公表は、「調査研究に資するための必要な経費」には当たらないと主張している。調査の結果、推薦文については、公職選挙法では明確な規定はないが、選挙運動に係わる過去の判例などから、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をする内容が記載されたものが推薦文に当たると考えられているとのことであった。市長のご挨拶文を見るに、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させる行為を示す内容の記述は認められず、「市議会議員改選を見越しての個人的な宣伝」とする主張は、請求人の主観と言わざるを得ない。よって、請求人の主張には理由がないものとする。

次に、請求人は、「小江戸落語会・4月9日の開催のお知らせ」は、議員の個人的な仕事（落語家）の落語会興行の宣伝であり、政務調査費からの支出は許されないと主張している。当該議員固有の情報（小江戸落語会開催の記事）については、それが単なる議員個人の宣伝であるならば、法第100条第14項に規定する「議員の調査研究に資する」ということは困難であるが、その内容が市政との関連性を有している内容であるならば、議員の調査研究活動から逸脱すると短絡的に判断することは出来ないものとする。

小江戸落語会開催に係わる記事の内容を見るに、当該事業は、川越市後援等名義使用に関する事務取扱要綱第2条に定められた許可基準を充たし、本市の後援を得た事業である。もとより、議員の調査研究活動は、市政全般を対象に広範囲で行われ、それに資するための必要な経費も多種、多様なものになることが考えられる。よって、法を受けて制定された条例第6条は、「議長が定める使途基準に従って使用するもの」と規定し、規則で具体的な使途基準を定め、更に、本市議会では、「政務調査費の使途に係わるガイドライン」を定め、市政との関連性の有無の判断や適切な調査研究の方法の選択については、各議員の自主性を尊重し、広範囲な裁量を認めた運用がなされている。判例（札幌高等裁判所 平成19年2月9日判決）によれば、会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められるのが相当としている。その調査研究の目的または対象事項が明らかに市政とは無関係であると認められる場合や、市政との関連性が社会通念上ほとんど認められない場合、その調査研究の方法が極めて不当と認められる場合、その費用が著しく高額である場合など、裁量の範囲を逸脱した場合においては、その経

費を政務調査費に充てることは認められないと考えるが、「小江戸落語会・4月9日の開催のお知らせ」の掲載は、裁量の範囲を逸脱しているものと認められず、請求人の主張には理由がないものとする。

以上のことから、本請求には理由がなく、措置する必要がないと判断する。

第6 付言

政務調査費の財源は、市民の経済的負担に依拠しているものであり、その使途の透明性の確保が重要であるとする政務調査費交付制度の趣旨からみれば、議員の広範な裁量が無制限に許されるものではなく、良識的な判断が求められ、調査研究活動の目的や対象事項が市政と何らかの関連性を有していること、また、政務調査費の使途には、合理性、必要性があることが認められなければならないと考える。

議会では、政務調査費の適正な運用に資するためのガイドラインを定めているが、使途基準の解釈については、各議員の裁量に委ねており、また、収支報告書には領収証書のみが添付されている現状において、議会事務局による審査は、形式審査で終始しており、市民に対する明確な説明責任は果たせない状況下にあるものとする。

議員の総意に基づき決定されたガイドラインの実効性を確保するためにも、その運用については、確かな検証を得ることが必要であり、収支報告書に議会報告等成果物の添付を義務付けるなどの具体的方策を検討されるよう市議会議長あて要望することとした。